身近に潜む 外来生物

■問い合わせ　環境衛生課☎64・6016

「外来生物」とは、もともとその地域にいなかったのに、人によって持ち込まれた動物や植物のこと。日本には、以前から人の手によって多くの外来生物が侵入しており、生態系、農林水産業などへ被害を及ぼしています。

また、もともと日本にいる生物（在来生物）でも、必ずしも全国各地に生息しているとは限りません。

人の関わりによって、本来いない地域に移動した生物を「国内由来の外来種」といい、こちらも問題となっています。

市内でもさまざまな外来生物が確認されており、生態系への影響のほか、住居への侵入や農作物の食害などの被害が発生しています。本来の自然環境を私たちの手で守り育み、後世に残していきましょう。

外来生物の種類・・・「特定外来生物」と「生態系被害防止外来種」

外来生物の中でも、生態系や人の生命、農林水産業に対して特に大きな被害を及ぼすものとして、外来生物法で指定された生物を「特定外来生物」と言います。

特定外来生物は、無許可での飼育などが規制されており、違反した場合は、懲役もしくは罰金が科せられます。

また、法律の規制は無いものの、在来生物に悪影響を与える生物を「生態系被害防止外来種」と言い、「国内由来の外来種」も含まれます。

特定外来生物の例

▲農作物や水生生物に被害を及ぼす、ヌートリア（写真左）やアライグマ（同右）

外来生物の取り扱い・・・被害を防ぐには

外来生物の被害を防ぐためには、一人ひとりの行動が大切です。取り扱う際は、次の「予防三原則」を守りましょう。

外来種被害予防三原則

①入れない … 悪影響を及ぼすおそれのある外来種を「入れない」
②捨てない … 飼養・栽培する外来種を適切に管理し「捨てない」
③拡げない … 既に野外にいる外来種を、他の地域に「拡げない」

駆除にご協力ください！

外来生物の被害を予防するため、積極的な駆除にご協力をお願いします。

植物の場合は、根から引き抜き、乾燥させた後、種子が飛ばないようにして、燃やすごみに出してください。

動物に関することは、里山里海課☎64・6024へ相談してください。

特定外来生物

▶ オオキンケイギク について

葉
葉は下のほうに付いている。両面に荒い毛がある

花
橙黄色（とうこうしょく）
5～7月ごろ咲く
直径5～7㌢

全体
高さ30～70㌢
多年生
毒性なし

不法投棄 を無くそう！

■問い合わせ　環境衛生課☎64・6016

廃棄物の不法投棄は、景観を損ねることはもちろん、自然環境への悪影響も心配されます。

不法投棄されたごみを放置しておくと、その場所には誰も関心がないと思われてしまい、ますますごみが増える「ごみがごみを呼ぶ」状況に陥ってしまいます。

市では、定期的なパトロールを実施していますが、より効果的に対策を行うためには、市民の皆さん一人ひとりの協力が不可欠です。

ごみが散乱しています

不法投棄は、一部の心ない人により、人けのない場所で行われます。捨てられるものは、家具や家電、タイヤなど大きなものから、タバコや空き缶、ペットボトルなどの小さなものまでさまざまです。

市でも、地域住民の皆さんと協力しながら、早期回収に努めていますが、依然として、多くの場所で見受けられます。

市と連携して不法投棄されたごみを片付ける地域住民（中ノ畑）▶
※詳細はフォトニュース（13P）でも紹介

不法投棄は犯罪です

不法投棄をした場合、仮に未遂であっても、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこの両方が科せられます（法人の場合は、3億円以下の罰金）。

不法投棄といえば、家具や家電、タイヤなどといった大きなものを捨てることを連想しますが、タバコや空き缶、ペットボトルなどの小さなごみでも、みだりに道端に捨てることは、不法投棄にあたります（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条）。

不法投棄されない環境づくり

私有地に不法投棄された投棄者不明の廃棄物は、最終的には、土地の所有者が自らの責任で処分しなければなりません。不法投棄をさせないためにも、下記のポイントを参考に、土地の管理には十分気を付けてください。

防止のポイント
①定期的に草刈りや立ち木の枝切りを行い、見通しを良くしましょう
②周囲に柵やロープなどを設置し、容易に侵入できないようにしましょう
③「不法投棄禁止」などの警告看板や監視カメラを設置しましょう
④近隣の人と、不審者や見慣れない車などの情報を共有しましょう

看板を配布します

市では、不法投棄防止のための看板を配布しています（下写真）。

配布を希望する場合は、環境衛生課まで問い合わせてください。
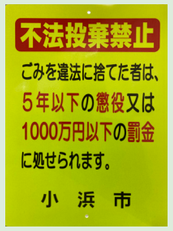
※配布は原則、自治会を対象にしています